

吉田康一・全電連会長、関電販理事長



電線の卸販売会社は、電線を専門とする専門卸会社と、電設資材全般を取り扱う電材総合卸会社の2つに大きく分けられる。また電線の価格を決定する大きな構成要素となっているのが為替と銅ベース（銅建値）で、いずれも経済や市場環境によって常に変化するため、電線の価格も一定しない。このため工期が数年に及び、実際に使用する時期が数年にわたるような大型案件では件名先物契約が締結されるが、現場サイドから問題提起されるような行為がなされることも事実である。

価格が外部要因によって常に変化し、商品自体に多様性が見られず、さらに電線の流通が多岐にわたるなかでの電線販売会社の経営は想像以上に難しさを伴う。昨今は電線専門卸会社同士の競争に加え、電材総合卸会社との競争が加わり、経営はこれまで以上に難しさが増している。

現状と今後の動きについて、今年5月、全日本電線販売業者連合会会長に就任（関東電線販売業協同組合理事長再任）された吉田康一会長に話を伺った。

電線出荷量の約半分を占める建設・電販向けの動向が、最大の鍵となる

――電線販売会社の経営の難しさは、どこにあるのでしょうか？

吉田 電線を販売して利益を上げる、という収益力そのものが下がり、ここにきてますます利益を取ること

が難しくなっていることです。ここ数年、建設需要が期待していたほど増えていないなかで、価格競争が激しくなっていることが一番の原因だと思います。

実際、銅量ベースで市場を捉えますと、年間70万トンを超える需要があると、市場では好況感が増しますが、昨年もそうでしたが、ここ数年国内の銅電線出荷量は年間70万トンを下回っています（*1）ただ、今年と来年は、東京オリンピック・パラリンピック開催や首都圏の大型再開発などが本格的に動き出すといわれているため、業界では70万トンを超えると思われるとみられています。やはり、出荷量が70万トンを超えないと、我々としては、充足感を感じ得ないと思います。

（*1）2017年度の内需見込み66万6000トン、日本電線工業会・調査統計専門委員会2018年度需要見通し）。

――ここでいう、銅電線の出荷量というものは、具体的にどのような業種に対する出荷なのでしょう？

吉田 国内産業における建設・電販および電気機械、自動車などの民間直需のほか電力、通信向けなどですが、ここ数年を見る限りでは、電力、通信における出荷量が減少し、全体の出荷量の伸びを抑えている格好です。

電力や通信業界における需要が減少したことで、国内の電線出荷量は伸び悩んでいますが、建設・電販向けが堅調な動きを見せているために、国内の出荷ペー

スに対する建設電販の占める割合が相対的に高まっています。日本電線工業会の調べでは、昨年2017年度は48.2%に達したと見込んでいますから、国内の電線出荷量全体を増やすためには、建設・電販の需要を増大させることが重要になっているわけです。

昔は、建設・電販向けの占める割合は全体の30%程度でしたから、国内需要に対する影響度はそれほど高くなかったわけですが、ここ数年は48%前後で推移し、2018年度に関しては、日本電線工業会の見通しでは、オリンピックや再開発需要の増大で建設・電販向けの電線出荷量は対前年度比で5.8%増の34万トンと、国内全体の49.5%を占める、としているので、ますますその影響度が強まっています。

――建設・電販向けの占める割合が以前の30%程度から漸増した背景にはどのようなことが考えられるのでしょうか？

吉田 出荷量全体が減少傾向をたどるなかで、建設・電販向けが安定していたことで相対的に比率が増えたという一面もありますが、それに加え、以前は鉄鋼メーカーや通信会社が自ら直接、電線を購入して工事会社に支給していたものが、工事を請け負う会社が自ら電線を購入して施工するというケースが徐々に増えてきたことがあると思います。

ポスト五輪後も厳しい経営環境が続く

――足元の動きはいかがでしょうか？

吉田 弊社（丸吉電機）の動きを見る限りでは、春先でもまだ動いていません。今秋に動き始めることを期待していますが、2019年10月に実施予定の消費税率の引き上げを踏まえると、本来であればマンションなどの住宅市場で駆け込み需要に向けた建設需要が増え出しても不思議ではないと思いますが、現実はそのような状況ではないので、やはり厳しい状況が依然として続い

ているのだと思います。

ここ数年間における首都圏の地価の上昇、住宅供給数の増大に加え、働き方改革の浸透によって人手不足感が台頭していることも大きな要因だと思います。首都圏には工場などが少ないので、住宅向けの需要が増えないと、首都圏市場での底上げ的な動きはなかなか現れてこないのではないのでしょうか。

事務所ビルや商業施設などの大型工事が期待されていますが、我々のような中小の電線販売業者が潤うまでにはいたらないと思います。また、ポスト五輪や大型再開発後の市場に関しても、やはり厳しい状況が経営的には続くと思っています。

――電線は成熟商品ともいわれているなかで、電線販売会社としては、どのような経営のベクトルを目指そうとしているのでしょうか？

吉田 電線は量の商売ですので、量が出ないとなかなか利益を得ることは難しいわけですが、現状は仕事量が増えてこないなかで販売各社が量を確保しようとするので、どうしても価格競争に陥りやすい状況になっています。

もちろん新製品がどんどん出れば話は違いますが、電線という成熟商品に頼り、電線を多く売ることによって利益を得ようとする、従来の延長線上でのビジネスを続ける限り、そうした状況から脱却することは難しいと思います。

――吉田会長が経営されている丸吉電機での加工事業について教えてください。

吉田 電線の加工事業は40年ほど前から手がけていまして、大手機械メーカーの専属加工業者として、機械の商品に組み込まれている電線をセットにしてメーカーへ販売しています。前期（30年3月期）は、売上全体の30%を加工事業部門が占めましたが、今期は35%に増やし、数年後に加工事業部門のウェート

を50%まで高めることで、経営の安定化を図っていくと考えています。今年春、新たな大手機械メーカーと取引することができるようになりましたので、将来は達成できる可能性が高いとみています。

――電線の加工事業には、電線を工事会社へ販売していくとの異なる難しさがあると思いますが？

吉田 今回の得意先の新規開拓では営業に1年以上の時間を費やしています。また、品質管理が非常に重要な要素になるので、社内の品質管理体制をしっかりと作り上げることも大切になります。

加工事業を行っていくためには人員が必要ですので、労働力の確保をしなければなりません。ただ、売上が安定するかどうかは分からないので、人件費を含む固定費の増大にどのように対応するかも難しい課題になると思います。

加工事業を手がけるにはそれ相応のハードルは確かにありますが、ハードルを超えない限り、電線販売事業の付加価値率を上げることは難しいと思います。

11月18日は『電線の日』

――昨年、国土交通省および経済産業省から出された要請文書・「電線の取引条件の改善に向けた取組について」(*2)について、今年に入り、電材卸業界での周知を目的に全日本電設資材卸業協同組合連合会で経済産業省の方が説明をされました。

吉田 ガイドラインでの要請は、件名先物契約、物流・商流の問題、年号問題の3つに対するもので、電線販売業者が置かれている現状を広く理解していただくことが大きな目的となっています。

ただ、私がさらに申し上げたいことは、電材卸業者での電線の販売が占める売上は全体の10~15%だと思われるのですが、価格が乱高下するとか、価格競争が激しいとか、といった厳しい状況に電線販売が置かれ

ているので、電材卸業者から電線販売を捉えたときに、電線が魅力のない商品に、今なりつつあるわけです。

そうすると電材卸業者の電線の扱い量が減り、結果的に我々の販売量も減ってしまうわけです。ですから我々としては、電線が魅力ある商品であることが大事で、そのことをピーアールしたいわけです。

今回のガイドラインも、現状の商慣習を是正し、魅力のある市場にするための一環として行われたものですが、このことを各電材卸組合の皆さまにご理解していただくことで、電線を扱いたいと捉えていただければと思っています。

――社会インフラには不可欠な電線であるにもかかわらず、その重要性が社会的に認知されにくい状況にあることも問題だと思われませんか？

吉田 2011年3月に東日本大震災が発生した際、電線の供給問題が起りましたが、5月の連休に各メーカーが増産したことで、問題は解決されました。当時、地震発生直後から一ヶ月ぐらいは経済産業省へ出向き、供給に関する説明をしていました。電線の生産量が減っている中で、仮需や特需が出たことで一時的に供給が減ったことによるものですので、経済産業省の方にはじきに収まるとお話しさせていただいたわけです。

地震や災害が起こったときでなければ電線の重要性や社会的価値が認められないのは寂しい、ということは以前から思っていました。ですから10年ほど前から『電線の日』の制定を提唱してきましたが、このほど6月の電線工業会総会で電線の日が11月18日に決まりましたので、これからは電線に対する社会的な認知度も高まっていくのではと期待しています。

同時に、電線販売にかかわる事業者の皆さまの自負の再認識とともに、電線が社会的に価値のある商品であるということをすべての人たちに知っていただき、電線の需要増大につなげたいと思います。

20170323 製局第 5 号
国土建推第 37 号
平成 29 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

経済産業省製造産業局長

国土交通省土地・建設産業局長

電線の取引条件の改善に向けた取組について（要請）

政府は、50年ぶりに下請代金の支払についての通達を見直すとともに、13年ぶりに下請法の運用基準を抜本改正して違反行為を明確にするなど、取引条件の改善を進めているところです。今般、電線に係る取引について、実態調査を行ったところ、下記のような取引行為があることが判明しました。取引上優越した地位にある電設工事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対し不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に当たるおそれがあります。

つきましては、政府の取組にあわせ、貴会におかれましても、電線の取引条件の改善に向け、下記の事項について、会員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 電線メーカーの代理店又は專業卸売業者は、電設工事業者との間で納期が数か月先の案件の契約を締結する際、電設工事業者及び電線メーカーとの間で銅の件名先物契約を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。

ところが、電線の実際の納入時に銅のスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事業者から値引きを要求され、断ると引取り拒否をされる場合がある。また、逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、契約数量以上の数量を納入するよう求められる場合がある。

このような場合は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「受領拒否」又は「減額」に該当するおそれがあり、電設工事業者は、契約内容（製品単価、納入量、契約金額等）を厳守する必要がある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点でリスクや変動要因について可能な限り想定しつつ契約するとともに、当該契約内容にある条件を厳守することが重要である。

2. 電線メーカーの代理店又は專業卸売業者は、電設工事業者に対し電線を配送する際、合意に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。

例えば、(ア) 通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日、夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(イ) 通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合がある。

これらの行為は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」の「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。

取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。具体的には、契約時点で配送条件等を明確に確認しつつ契約し、当該契約条件を厳守することが重要である。

3. 電線メーカーの代理店、專業卸売業者等が電設工事業者に対し、公共工事向けをはじめ電線を納品する際、新品の電線であり、性能・特性に問題が無い製品であるにもかかわらず、製造年が納入・検収年と同一でないことを理由に、返品又は再納入を要求される場合がある。

ここで、公共建築工事において広く使用されている「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」において、電線は、「新品」（製品に保証される品質が製造所から出荷された状態のもの）である必要はあるが、製造年が納入・検収年と同一であることまで求められているものではない。（※）

電線は、納入の集中化や適時納入対応等のため、保管環境を管理した上で在庫運用を通常とする品種が多く、製造年と納入年が数年程度異なっているも、品質・性能を毀損することはほとんどないと考えられている。

このため、電線については、通常は、未使用品であれば新品（「製品に保証される品質が製造所から出荷された状態であるもの」。再掲）と同等と考えられ、電線の購入に際しては、未使用品を新品として扱うことが適当である。なお、仮に品質確認が必要な場合は、電線メーカーにおいて製造ロット単位等で品質確認を行うことができるため、個別に電線メーカーへ問い合わせをすることが望まれる。

※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 28 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(a) 工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくても良い。」と定められ、その解説にあたる「電気設備工事監理指針 平成 28 年版」（一般社団法人公共建築協会発行。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）では、「第 1 編 1.4.2 機材の品質等」に、「(2) 「標仕」 1.4.2(a) では、設計図書に定める品質性能を有する新品としているが、これは、通常、機材に保証される品質が製造所から出荷された状態のものであり、この品質性能を前提に設計されているからである。」としている。電線に求められる品質等についても同様であると解釈され、製造年のみに依るものではない。